

第二期地方分権改革の着実な推進について

第二期地方分権改革の推進に当たっては、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割分担に応じた国から地方への事務・権限及び税財源の移譲を一体的に行い、地方の自主性、自立性を高めることが不可欠である。

政府の地方分権改革推進委員会から、昨年5月に、国と地方の役割分担の基本的な考え方や重点行政分野の見直し等を内容とする「第1次勧告」が、12月には、義務付け・枠付けの見直しと国の出先機関の見直しを内容とする「第2次勧告」が示され、今後、地方税財政制度の見直し等を盛り込んだ「第3次勧告」が示される予定である。

しかしながら、これまでの勧告に対する政府の姿勢は消極的であり、改革実現への道のりは、極めて厳しいと言わざるを得ない。

こうした中で、今回の改革を確実に進展させるためには、地方としても一致結束し、地方の意見が十分に反映された真の地方分権の実現に向け、より一層努力することが必要である。

国においては、政治的リーダーシップを強く発揮し、次の事項を一体的、かつ早期に実現するよう、強く要請する。

1 新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し、基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的、自立的な行財政運営を行えるよう、真に地方分権の理念に沿った大胆かつ着実な改革を進めること。

とりわけ、一般国道及び一級河川の直轄区間の移管については、勧告の考え方に沿って、必要な整備・管理水準を確保するための財源等に関して適切な措置を講じた上で、都道府県への移管を実現すること。

2 国の義務付け・関与の廃止・縮小

義務付け・枠付けの見直しについては、第2次勧告で、国の過剰な義務付け・枠付け等関与の見直しの方向性が示されたところであり、国の関与を存置するメルクマールに該当しないと判断された、約4千条項については、関連する政省令を含め、地方公共団体の自主性を強化する観点から、原則、廃止を基本に見直しを進めること。

3 国の出先機関の抜本的な見直し

国の出先機関の見直しは、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化に資するものであり、第二期地方分権改革において最も重要なテーマの一つである。真の地方分権改革を推進し、また、国が国本来の役割に専念するためにも、権限移譲と財源措置を一体的に行うことを前提として、地方への移譲の方向で大胆に進めること。

なお、第2次勧告では、府省を超えた総合出先機関「地方振興局(仮称)」「地方工務局(仮称)」として再編・統合することが示されているが、国と地方の抜本的な役割分担の見直しが行われず

に、国の地方機関に権限を残したまま、強大な総合出先機関を創出することが、真の分権型社会の構築に資するのか懸念しており、今後、十分な議論が必要である。

4 国庫補助負担金の廃止・縮減と地方への権限移譲等に伴う適切な財源移転

国庫補助負担金の廃止・縮減については、地方の自由度・裁量度を高める観点から、補助負担率の引き下げではなく、原則廃止を基本とした抜本的な見直しを行うこと。また、地方分権の観点から、国と地方の役割分担、国の関与等を抜本的に見直した上で、税財源移譲と一体的に行うべきであり、地方が自らの判断と責任で実施すべき事業については、その所要額すべてを税財源移譲に含め一般財源として措置すること。

この場合、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を充実・強化するなどの適切な配慮をすること。

また、国から地方への事務・権限の移譲、国の出先機関の廃止・縮小に当たっては、まずは、国において組織体制や人員などを十分にスリム化し、その上で、地方において移譲事務を実施するために必要な経費を一般財源として適切に財源移転すること。

5 直轄事業負担金の見直し

国からの十分な説明がなければ、地方自治体が住民への説明責任を果たせず直近の負担金の支払いができない重大な事態を迎えている。

事業費の積算内訳や負担金の対象経費等について情報開示を徹底するとともに、補助事業における対象経費と著しく均衡を欠く対象経費の見直しを行うことや、地方の意見が十分に反映できるよう現行制度の早急な改善を進めること。

また、管理者である国が負担すべき維持管理費負担金については、来年度から廃止すること。

あわせて、国が責任を持つべき事業の縮減や地方に移譲すべき事業の拡大など、国と地方の役割分担を明確化した上で、直轄事業負担金制度の抜本的な改革の方向性を早急に示すこと。

平成21年5月27日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成